

臨時雇用者男女別内訳 部会審議結果

報告者負担について

【調査実施者からの説明】

- 調査実施者における報告者向けアンケートの結果（1730企業から回答）によると、本項目を記入する上での支障について、「男女別の管理をしていない」とする企業が35（2.0%）、「月や日単位での出入りが多い」とする企業が20（1.2%）であった。
- 1か月未満の臨時雇用者については、男女別に区分が必要な雇用保険の加入対象とならないため、潜在的な記入負担があると思われる。

【委員からの主な意見】

- 調査実施者からの説明だけでは、削除が必要なほど明確な報告者負担があるとは思えない。

利活用状況について

【調査実施者からの説明】

- 本項目については、二次利用申請や資料請求の実績がない。
- 利用者ヒアリング（53者から回答）等では、本調査事項を使用しているという明確な回答がなかった。
- 実数としては、従業者全体の1%程度であり、いわゆる非正規職員に占める割合も5%程度と決して大きいものではなく、利活用には限界がある。

【委員からの主な意見】

- 以前から、このデータは非常にブレがあるように感じており、利活用にも支障となっているように思う。

各種閣議決定との整合性について

【調査実施者からの説明】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）」において、男女共同参画計画に基づく男女別統計の充実が求められている。
- 内閣府からも、「男女共同参画基本計画」にも基づき、男女別の把握・公表は継続するべきとの意見があった。



部会としての方向性

現状において広範な利活用ニーズは認められないものの、各種閣議決定において男女別統計の整備が求められている中、例外とすべきほどの著しい報告者負担が確認できなかったため、部会としては、引き続き把握を求める方向で審議結果を取りまとめた。

リース契約による契約額及び支払額 部会審議結果

本調査事項の設定経緯について

【調査実施者からの説明】

- 本調査事項は、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会諮問第242号答申）において「企業の有形固定資産の把握への取組が課題」との指摘を受け、平成11年から、ファイナンスリースの一部（売買として経理処理されていない所有権移転外リースのうち、契約期間が1年超の額）を把握する目的で調査を開始した。
- 平成19年のリース会計基準等の変更により、所有権移転外ファイナンスリースの多くは売買として経理処理されることになった。

リースの区分	中途解約の可否	所有権移転の有無	契約期間	契約金額	会計基準変更前		会計基準変更後	
					会計上取扱い	工業統計調査での把握対象	会計上取扱い	工業統計調査での把握対象
ファイナンスリース	不可 ^(※1)	所有権移転 所有権移転外	1年超 1年以内	300万超 300万以下	売買 賃貸借	「有形固定資産」に計上 「リース契約による契約額及び支払額」に計上	「有形固定資産」に計上 「リース契約による契約額及び支払額」に計上	把握対象外
オペレーティングリース	基本的に可 ^(※2)							

(※1) 中途解約できる場合であっても、リース総額を連約金として支払う必要がある契約を含む。

(※2) 非常に限定的に、中途解約不可のオペレーティングリースも存在し、リース契約による契約額及び支払額の把握対象となるものもある

（〔契約額として把握した額〕平成18年：1兆2000億円→平成25年：4300億円）

【委員からの主な意見】

- 本来、リース全体を把握できない上に、会計基準の変更により、当該項目の把握範囲は更に限定的となっており、必要性は低下していると思う。

利活用状況について

【調査実施者からの説明】

- 上図のとおり、把握範囲が極めて限定的であることから、利活用も限定的と考える。
- 事業所の付加価値は「（生産総額）－（人件費を除く費用総額）」で算出されるが、リース金額は控除していない。本調査においては、この人件費を除く費用総額を網羅的に把握できておらず、次善的な対応として近似値を公表している。

【委員からの主な意見】

- 付加価値を算出するに当たっては、リース金額も控除すべきと思う。ただし、本事項がリース全体を把握していないことを踏まえると、利活用は難しいのかもしれない。

報告者負担について

【調査実施者からの説明】

- リース金額については、基本的に企業ベースで契約・管理されていることもあり、事業所ベースで個別に把握するには、当該事業所分について案分等する必要がある。

部会としての方向性

本調査事項は、（企業行動の多様化に伴う）リースによる有形固定資産の調達が統計上十分に把握できていないことに鑑み、既存の有形固定資産の調査事項を補うため、平成11年から設けられてきたものである。しかし、会計基準の変更により、本調査事項が念頭に置いていた部分の多くは、有形固定資産の調査事項で計上されるようになってきており、本調査事項による補完的な把握の必要性は低下していると考えられる。また、リースは、基本的に企業ベースで契約されるものであり、事業所ベース個別に把握することには限界があり、毎年把握する負担も大きい。これらを踏まえ、部会として、今回の変更は適当と判断する方向で整理したい。

品目別製造品在庫額 部会審議結果

報告者負担について

【調査実施者からの説明】

- 品目別在庫額については、品目単位ではなく、まとめて帳簿に記載しているケースがあるほか、品目別に整理されているとしても、工業統計調査の求める分類と異なることがあり、報告時の負担となっている。
- 調査実施者による報告者向けアンケートの結果として、「在庫は棚卸が終わらないと数値が出せない」という意見が9.8%（1730企業中169企業）。また、「帳簿上の品目と調査の品目が異なる」という意見が4.9%（1730企業中85企業）。
- 実施時期の変更により、決算後に回答する事業所が増え、このことが「棚卸しが終わらないと在庫の数値が出せない」という問題の解消に資すると考えられる一方で、6月以降に決算を行う企業もあることから、改善の効果は限定的ではないか。

【委員からの主な意見】

- 企業の棚卸し時期が1年を通して一様に分布しているなら別だが、3月決算の企業が多いことが、調査実施時期の変更の理由の一つとなっていることを踏まえると、回答内容の質も改善する可能性が高いのではないか。
- 生産活動をする上で、在庫は品目別に管理しているものとする。さらに、工業統計調査の分類との差異があるとしても、それは、出荷額の記入でも同様のことが言えるところであり、記入の困難さの程度に大きな違いがあるとは思えない。

利活用状況について

【産業連関表担当からの説明】

- 産業連関表（10府省庁の共同事業によりおおむね5年おきに作成するもの）及び延長産業連関表（経済産業省が毎年作成するもの）における在庫純増の推計過程において、重要な基礎資料として現に活用している。

【委員からの主な意見】

- 工業統計調査の重要な調査目的の一つに、生産性の計測があると考えている。品目別在庫額のデータは、品目別の生産額及び出荷額をつなぐ重要な変数であり、本事項が削除されれば、アクティビティベースの生産性が算出できなくなり、大きなマイナスであると思う。
- 今回の調査事項の検討に当たり、調査実施者は、「真に利用ニーズがある事項については、大きな負担があったとしても、これを調査事項として残す」旨を基本方針としており、利用実態を踏まえれば本調査事項を残すべきと思う。

部会としての方向性

報告者負担についても考慮すべきであるが、調査実施時期の変更によって、その改善が見込まれることや、国民経済計算にとって不可欠な基礎資料である産業連関表の在庫推計において、現に重要な基礎資料として用いられるなど明確な利活用ニーズが有ること等を踏まえると、部会としては、引き続き把握を求める方向性で審議結果を取りまとめた。